

総社市告示第5号

総社市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱（令和2年総社市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(証明書等の種類)</p> <p>第3条 端末により交付する証明書等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(証明書等の請求及び交付)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項の規定による請求があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第38条第1項の規</u></p>	<p>(証明書等の種類)</p> <p>第3条 端末により交付する証明書等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 本市に本籍のある自己又は自己と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書（除籍及び改製原戸籍証明書を除く。）</u></p> <p><u>(4) 本市に本籍のある自己又は自己と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の附票の写し（除票を除く。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(証明書等の請求及び交付)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、第3条第3号及び第4号に掲げる証明書等の交付を受けようとする本市の住民基本台帳に記録されていない者は、事前に市長に対し利用登録申請を行い、承認を受けた場合に限り、当該証明書等の交付を請求することができる。</p> <p><u>3</u> 市長は、<u>第1項の規定による請求があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第38条第1項の</u></p>

改 正 後	改 正 前
定による確認を行い、当該請求が適正であると認めるときは、端末から証明書等を交付するものとする。	規定による確認を行い、当該請求が適正であると認めるときは、端末から証明書等を交付するものとする。

附 則
この告示は、令和8年2月24日から施行する。